



サラリーマンの奥さんの

# 国民年金の手続は…?

節目、節目には届出が必要です。

## あなたの国民年金

パート 30

### 結婚したとき

厚生年金などに加入しているご主人の扶養になったとき。(第3号被保険者)

### ご主人が就職したとき

ご主人が就職して職場の年金制度の加入者となったとき。奥さんがご主人の扶養となったとき。

### 奥さんのパートの収入が増えたとき

ご主人に扶養されていた奥さんがパート収入など120万円以上になり、ご主人の扶養でなくなったときは、1号被保険者となって年金を納めていただきます。

### ご主人が退職されたとき

ご主人が退職して国民年金(第1号被保険者)に変わるとき、奥さんも第1号被保険者になります。

また、不幸にも離婚されたり、ご主人が亡くなると第1号被保険者になります。



### ご主人が転職したとき

転職によって職場の年金制度が変わったとき、奥さんは「種別確認」の手続きが必要です。

### ご主人が扶養されているとき

奥さんの扶養となった20歳以上60歳未満のご主人は、手続きが必要です。(第3号被保険者)

### 手続きに必要なもの

- 印かん      ○本人・配偶者の年金手帳
- 健康保険証
- 扶養になった年月日のわかるもの(会社の証明)

## 国民年金の加入者の種別は 3種類



### 第1号被保険者

農林漁業や自営業などの方とその配偶者の方



### 第2号被保険者

職場の年金制度(厚生年金・共済年金)に加入している方



### 第3号被保険者

第2号被保険者(サラリーマン)の被扶養配偶者の方

2月28日(金)は、国民年金2・3月分の納期です。